別表

区分	科目	時間
講義	児童の権利擁護と倫理	一・五
	児童家庭相談援助制度及び実施体制	一・五
	要保護児童対策地域協議会の運営	一・五
	児童相談所の役割と連携	一・五
	児童家庭相談の運営と相談援助のあり方	一・五
	社会的養護と市区町村の役割	一・五
	児童の成長・発達と生育環境	一・五
	児童の生活に関する諸問題	一・五
	児童家庭支援のためのソーシャルワーク	一・五
	児童虐待への対応	一・五
	母子保健の役割と保健機関との連携	一・五
	児童の所属機関の役割と連携	一・五
	児童と家族の生活に関する法と制度の理解と活用	一・五
演習	要保護児童対策地域協議会の運営	一・五
	児童家庭相談の運営と相談援助のあり方	一・五
	児童家庭支援のためのソーシャルワーク	一・五
	会議の運営とケース管理	一・五
	児童虐待への対応	三・〇

○厚生労働省告示第百二十三号

児童福祉法施行規則（昭和二十三年厚生省令第十一号）第一条の三十八の規定に基づき、児童福祉法施行規則第一条の三十八の厚生労働大臣が定める基準を次のように定め、平成二十九年四月一日から適用する。

平成二十九年三月三十一日　厚生労働大臣　塩崎　恭久

児童福祉法施行規則第一条の三十八の厚生労働大臣が定める基準

1　養子縁組里親研修（児童福祉法施行規則（以下「規則」という。）第一条の三十八に規定する養子縁組里親研修をいう。以下同じ。）は、都道府県（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市及び児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第五十九条の四第一項の児童相談所設置市を含む。以下同じ。）又は都道府県からの委託を受けた社会福祉法人その他の者が行う研修であって、次の各号の要件を満たす課程により行うものとする。

一　次に掲げる全ての科目について実施するものであること。

イ　児童福祉論（講義）

ロ　養護原理（講義）

ハ　里親養育論（講義）

ニ　発達心理学（講義）

ホ　小児医学（講義）

ヘ　里親養育援助技術（講義）

ト　里親養育演習（講義・演習）

チ　養育実習（実習）

二　講義、演習及び実習の方法により行うものであること。

三　養育実習は、児童相談所、乳児院、児童養護施設、児童心理治療施設又は児童自立支援施設において行うものであること。

2　前項の規定にかかわらず、児童相談所、乳児院、児童養護施設、児童心理治療施設又は児童自立支援施設において現に児童を処遇する職員として勤務している者、規則第一条の三十四に規定する養育里親研修又は第一条の三十七第二号に規定する専門里親研修を修了した者その他児童の処遇に関する十分な知識及び経験を有すると認められる者並びに要保護児童（児童福祉法第六条の三第八項に規定する要保護児童をいう。）の親族である者に対しては、相当と認められる範囲で、前項第一号に掲げる科目の一部を免除することができる。

○厚生労働省告示第百三十四号

児童福祉法施行規則（昭和二十三年厚生省令第十一号）第六条第十一号の規定に基づき、児童福祉法施行規則第六条第十一号の厚生労働大臣が定める講習会を次のように定め、平成二十九年四月一日から適用する。

平成二十九年三月三十一日　厚生労働大臣　塩崎　恭久

児童福祉法施行規則第六条第十一号の厚生労働大臣が定める講習会

児童福祉法施行規則（昭和二十三年厚生省令第十一号）第六条第十一号の厚生労働大臣が定める講習会は、児童福祉法第十三条第三項第五号の厚生労働大臣が定める講習会（平成二十九年厚生労働省告示第百三十号）で定める講習会とする。

○厚生労働省告示第百三十五号

児童福祉法施行規則（昭和二十三年厚生省令第十一号）第三十六条の四十六第四項の規定に基づき、児童福祉法施行規則第三十六条の四十六第四項の厚生労働大臣が定める基準を次のように定め、平成二十九年四月一日から適用する。

平成二十九年三月三十一日　厚生労働大臣　塩崎　恭久

児童福祉法施行規則第三十六条の四十六第四項の厚生労働大臣が定める基準

1　養子縁組里親更新研修（児童福祉法施行規則（以下「規則」という。）第三十六条の四十六第四項に規定する養子縁組里親更新研修をいう。以下同じ。）は、都道府県（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市及び児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）第五十九条の四第一項の児童相談所設置市を含む。以下同じ。）又は都道府県からの委託を受けた社会福祉法人その他の者が行う研修であって、次の各号の要件を満たす課程により行うものとする。

一　次に掲げる全ての科目について実施するものであること。

イ　児童福祉制度論（講義）

ロ　発達心理学（講義）

ハ　里親養育演習（講義・演習）

ニ　養育実習（実習）

二　講義、演習及び実習の方法により行うものであること。

三　養育実習は、児童相談所、乳児院、児童養護施設、児童心理治療施設又は児童自立支援施設において行うものであること。

2　前項の規定にかかわらず、養子縁組里親としての登録の有効期間の満了の日において、現に委託児童の養育を行っている者その他要保護児童の養育に関する経験を有すると認められる者に対しては、相当と認められる範囲で、同項第一号に掲げる科目のうち、養育実習を免除することができる。

3　第一項の規定にかかわらず、規則第三十六条の四十六第二項に規定する養育里親更新研修を修了した者に対しては、相当と認められる範囲で、第一項第一号に掲げる科目の一部を免除することができる。